総合型こども文化芸術クラブ「ＣＡＴＳ」実施要領（令和６年度版）

１．クラブ活動の種類と活動内容

クラブ活動の種類	活動内容
合 唱 部	ヒット曲から合唱曲まで多様なジャンルの歌の表現を楽しむ
器 楽 部	身近にある様々な楽器を体験しながら合奏を楽しむ
演 劇 部	普段と違う自分になって多様な作品の世界を楽しむ
美 術 部	絵画、彫刻、工芸等、多様な手法で形や色彩の表現を楽しむ

２．クラブ活動の日時と場所

活 動 日	月	火	水	木	金	土	日
合 唱 部	18:20 ~19:50		18:20 ~19:50			10:20 ~11:50	
器 楽 部	18:20 ~19:50			18:20 ~19:50		16:20 ~17:50	
演 劇 部		18:20 ~19:50			18:20 ~19:50		10:20 ~11:50
美 術 部	18:20 ~19:50			18:20 ~19:50		16:20 ~17:50	

※部員は、入部の際に自分の活動日（曜日）を登録する（複数のクラブに入部可能）
※活動日毎に登録された部員数の合計が原則として４人以上の活動日に活動を行う
※原則として 12/30～1/5、4/29～5/5、8/10～8/16、10/8～10/14 は休息日とする
※活動場所　江釣子 SC パル　一般：カルチャールーム　灰色部分：ジョイスタジオ
※部員の居住地域が偏る場合は、地区交流センターの利用も考慮する
※活動場所の都合により、活動日や活動時間を変更する場合がある
※発表イベントや大会出場等、特別な活動については別途決定する

３．活動日数と部費

登録活動日数	週１回	週２回	週３回
部費（１ヶ月あたり）	3,000 円	5,000 円	7,000 円

※入部は原則として月の初日（活動日）とし、毎月活動日の初日に部費を徴収する
※活動に参加できない日があっても、部費の払い戻しは行わない
※最大で１ヶ月間、無料で体験入部することができる
※発表イベントや大会出場等、特別な活動にかかる費用は別途徴収する
※芸術工房の会員は、部費を会員通貨で支払うことができる
※部員は任意で個別にスポーツ安全保険に加入する（掛金年 800 円、年度末まで補償）

４．入部、退部、活動参加方法

・入部（体験入部）希望者の保護者は、入部（体験入部）申込書に所定の事項を記入し、芸術工房に提出する
・体験入部に続けて入部する場合は、入部申込書の提出を省略できる
・登録した活動日に参加できない場合は、その旨を前日までに芸術工房に連絡する
・入部申込書の記入事項に変更が生じた場合は、変更事項を芸術工房に提出する
・活動日を変更したい場合は、その旨を芸術工房に提出し、翌月の活動日から変更する
・退部する場合は、その旨を芸術工房に申し出てから退部することとする
・退部の際に部費の滞納が生じていた場合、滞納した部費を納入してから退部することとする
・退部の日が月の途中であっても、部費の払い戻しは行わない
・中学校卒業時を除き、退部を申し出ない限り毎月入部を継続するものとする

５．講師

指導する日	通常の活動日	発表イベントや大会出場等に向けた特別な活動日
講師の種類	トレーナー	専門講師
講師の条件	学校の文化クラブＯＢ 文化芸術指導経験者	プロの芸術家、教諭、学芸員等

※芸術工房は、上記２種類の講師を随時募集し、希望者をＣＡＴＳの講師として登録する
※講師の希望者は、講師承諾書に所定の事項を記入し、芸術工房に提出する
※芸術工房は、登録した講師について種類別に氏名と主な活動歴を公開する
※講師は、活動日の１ヶ月前までに芸術工房と協議し、指導予定日を決定する
※講師が指導予定日を変更する場合は、芸術工房と協議して別の指導者を決定する
※専門講師はトレーナーを代行することができる
※専門講師に補助が必要な場合は、トレーナーが担当する
※トレーナーの謝金は、税込みで１回 2,000 円とする
※専門講師の謝金は、担当する指導日の指導内容に応じて別途決定する
※専門講師がトレーナーを代行する場合の謝金は、トレーナーと同じ金額とする
※発表イベント、大会出場、講師派遣等、特別な指導に対する謝金は別途決定する
※講師が芸術工房の会員の場合は、謝金に代えて活動報酬を受け取ることができる
※講師は、原則として指導予定日の１ヶ月前以降に開催される運営会議に出席し、運営上の課題や指導方法を共有する

６．運営スタッフ

・芸術工房は、運営スタッフを随時募集し、希望者を芸術工房に会員登録する
・毎回１名の運営スタッフが、クラブ活動の運営をサポートする（会場の準備、部費の徴収、謝金の支払、活動簿の記入等）
・運営スタッフは、活動日の１ヶ月前までに芸術工房と協議して担当予定日を決定する
・運営スタッフが担当予定日を変更する場合は、芸術工房と協議して別の担当者を決定する
・運営スタッフの活動報酬は１回 1,000 円とし、１ヶ月分をまとめて会員通貨で支払う
・部員の保護者が運営スタッフを担当すると、その報酬を部費に充てることができる
・発表イベント、大会出場、講師派遣等、特別な活動に対する活動報酬は別途決定する
・運営スタッフは、原則として担当予定日の１ヶ月前以降に開催される運営会議に出席し、運営上の課題や運営方法を共有する